

市長説明要旨

－ 令和2年6月市議会定例会 －

四万十市

本日、議員の皆さんのご出席をいただき、6月の市議会定例会が開会できますことをお礼申し上げます。

【新型コロナウイルス感染症対策及び支援】

提出議案の説明の前に、新型コロナウイルス感染症対策及び支援についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症につきまして、県内では2月29日に感染が確認されたのをはじまりに、幡多福祉保健所管内におきましては3月31日に初めての感染者が確認されたのち、4月22日までに20人の感染が認められるなど、この地域でも広がりを見せました。

本市では2月初めより市公式ホームページにおいて、「新型コロナウイルス相談センター」の周知を行ってきたほか、さらなる連携体制の強化を図り、適切かつ迅速な対応を行うため、2月28日に四万十市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、職員一丸となって感染防止対策に取り組んでまいりました。

小中学校の臨時休業や公共施設の休館などの対策を講じたほか、しまんと市民祭や四万十川ウルトラマラソンなど3密を避けることのできないイベント等については中止や延期の判断をいたしました。また全国的な感染拡大を受け、ゴールデンウィーク期間を含む4月24日から5月6日までの間、市内の「飲食業、宿泊業、観光遊覧船事業者、カヌー体験事業者」に対し休業要請を行い、厳しい状況のなかではありますが事業者の皆さんに、ご協力いただいたところでございます。

あわせて、市民の皆さんのこれまでの感染症予防の取り組みにより、4月29日以降、県内では新たな感染者は発生しておりません。市民の皆さんのご協力に改めてお礼を申し上げます。

このように新たな感染者の報告がなく落ち着きを取り戻しつつありますが、引き続き、感染症予防に強い関心を持ち、予防に努めていただけるよう、今後も広報等を通じて、啓発を続けるなど対策を講じていきたいと考えております。

また、感染防止対策並びに感染症により影響を受けている市民、事業者の皆さんへの生活支援や雇用の維持と事業の継続に向け、次の段階としての緊急対策につきましては、これまで、5月1日の専決処分による第1号補正予算に続き、5月14日の臨時議会におきまして第2号補正予算を編成し、国の対策に基づく「特別定額給付金」や「子育て世帯への臨時特別給付金」、「生活困窮者住居確保給付金」への速やかな対応を図るとともに、県の休業等要請協力金に対する市独自の協力金の追加、「四万十市中小企業振興資金」に3億円の特別融資枠の創設、また、マスク10万枚を購入し、医療機関、福祉・介護施設、小中学校、保育所、学童保育施設や妊婦の方へ配布するなど、特に急を要する対策についてスピード感をもって実行してきたところがございます。

1人あたり10万円の給付金を支給する「特別定額給付金給付事業」の本市対象者は、16,711世帯、33,521人となっており、5月15日に申請書を各家庭に発送し、20日より郵送申請方式の受付を開始しております。現在、3回目の支給を終え、89%にあたる14,885世帯、

30億4,520万円を支給いたしました。

また、今議会にご提案申し上げておりますが、5月29日の専決処分による第3号補正予算並びに第4号補正予算では、緊急事態宣言の解除などを受け、公共施設や保育所、小中学校等の活動レベルを上げていく中、また、台風や豪雨災害のシーズンを迎え、避難所の運営対策が必要になる中、感染防止対策をしっかりと講じていくために、非接触式体温計や消毒液、空気清浄機や空調設備などを配備、備蓄するとともに、「子育て世帯応援臨時特別給付金」や「妊婦特別給付金」の給付に加え、自主的に3密を避ける対策や感染防止の取組みを積極的に行ったほか、事業を継続し、雇用を維持していただく事業者を応援するため「持続化応援金」を給付することとし、今月8日から申請の受付を開始いたしました。

その他「四万十市商店街等活性化事業」に感染症対策特別枠を創設し、商店街等の団体が、にぎわいを創出するために行う活動の支援など、市独自の施策を拡充したところでございます。

また、今回の事態の中でその必要性が再認識された“GIGAスクール構想”の加速化を図るため、全ての児童生徒へICTを活用した学習環境を早急に実現できるよう、一人1台の端末整備を前倒しして進めることとしております。

こうした、感染症対策に係る予算総額は、41億4,600万円余りで、感染症対応地方創生臨時交付金を含む国・県補助金等を活用し、なお、不足する財源につきましては、減債基金から4億4,700万円余りを取り崩して対応することとしております。

国の2次補正予算案が先週12日に可決されたところですが、こうした国の追加対策、そして県の対策とも連携を図りながら、今後も感染防止対策をしっかりと講じていくとともに、社会経済活動の回復、そして街のにぎわいを取り戻していく新たな段階へと進んでいくための必要な対策を引き続き講じてまいります。

【提出議案】

さて、今期定例会にお願いします議案ですが、専決処分の承認議案で「令和2年度四万十市一般会計補正予算」など2件、予算議案では「令和2年度四万十市一般会計補正予算」など5件、条例議案では「新型コロナウイルス感染症患者等に対する業務に従事した市民病院職員の特殊勤務手当に関する条例」など10件、その他の議案では「動産の買入れについて」など8件のほか、「人権擁護委員候補者の推薦」に関する諮問案3件、報告事項が4件となっています。

提出議案の詳細につきましては後程、副市長からご説明しますので、私からは令和元年度の決算概要、並びに3月定例会以降における主要課題等への取り組みについてご報告いたします。

【決算概要】

はじめに令和元年度の決算概要です。数字は万円の概数で申し上げます。

◎まず一般会計は

歳入 214億2,008万円

歳 出 210億8,582万円

収支は3億3,426万円の黒字ですが、令和2年度へ繰り越した事業の財源1億4,441万円を差し引くと、実質収支は1億8,985万円の黒字となりました。これは全額、財政調整基金に積み立てました。

◎次に特別会計です。

国民健康保険会計事業勘定は、39億 532万円

奥屋内へき地出張診療所会計は、365万円

住宅新築資金等貸付事業会計は、56万円

鉄道経営助成基金会計は、8億7,024万円

幡多中央介護認定審査会会計は、732万円

園芸作物価格安定事業会計は、1,119万円

でいずれも歳入歳出同額です。

◎国民健康保険会計診療施設勘定は

歳 入 3億7,184万円

歳 出 5億 795万円

差し引き1億3,611万円の赤字です。この赤字は専決処分で令和2年度予算からの繰上充用により措置をしています。

◎後期高齢者医療会計は

歳 入 5億5,269万円

歳 出 5億3,915万円

差し引き1,354万円の黒字ですが、出納整理期間内の保険料収入によるもので、全額を令和2年度へ繰り越し、後期高齢者医療広域連合に納付します。

◎下水道事業会計は

歳入 7億9,024万円

歳出 7億3,175万円

収支は5,849万円の黒字ですが、令和2年度へ繰り越した事業の財源4万円を差し引くと、実質収支は5,845万円の黒字となりました。これは、令和2年4月1日より公営企業会計の適用に伴い、全額を企業会計に引継ぎました。

◎と畜場会計は

歳入 2億6,457万円

歳出 2億4,693万円

収支は1,764万円の黒字ですが、令和2年度へ繰り越した事業の財源1,082万円を差し引くと、実質収支は682万円の黒字となりました。これは全額、財政調整基金に積み立てました。

◎幡多公設地方卸売市場事業会計は

歳入 112万円

歳出 26万円

差し引き 86 万円の黒字でして、これは全額、財政調整基金に積み立てました。

◎農業集落排水事業会計は

歳入 6,163 万円

歳出 5,985 万円

差し引きは 178 万円の黒字でして、これは、令和 2 年 4 月 1 日より公営企業会計の適用に伴い、全額を企業会計に引継ぎました。

◎介護保険会計保険事業勘定は

歳入 41 億 4,501 万円

歳出 40 億 3,681 万円

差し引き 1 億 820 万円の黒字でして、これは全額、介護保険介護給付費準備基金に積み立てました。

◎簡易水道事業会計は

歳入 6 億 8,472 万円

歳出 6 億 6,952 万円

差し引き 1,520 万円の黒字ですが、これは、令和 2 年 4 月 1 日より公営企業会計の適用に伴い、全額を企業会計に引継ぎました。

◎続いて企業会計です。まず水道事業会計は損益計算で

収益 5 億 2,728 万円

費用 4億2,673万円

差し引き1億55万円の黒字です。また資本的収支は

収入 1億8,638万円

支出 4億2,884万円

差し引き2億4,246万円の不足で、これは当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金処分額で補てんいたしました。

◎病院事業会計は損益計算で

収益 16億2,586万円

費用 16億8,405万円

差し引き5,819万円の赤字です。この結果、累積で24億7,638万円の未処理欠損金となり、全額翌年度への繰り越しとなりました。

また資本的収支は

収入 1億6,681万円

支出 2億8,570万円

差し引き1億1,889万円の不足を生じましたが、この不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

以上が令和元年度の決算概要です。

続きまして、3月定例会以降における主要課題等への取り組みについて

ご報告いたします。

【道路網の整備】

はじめに、道路網の整備についてです。

6月5日、国土交通省より一般国道56号中村宿毛道路平田IC～宿毛和田IC間7.6kmについて7月5日の開通が発表されました。

中村宿毛道路の全線開通により、宿毛市と四万十市間における所要時間の短縮や交通混雑の緩和はもとより、多方面からの新たな人・物の流れが創出され、四万十市の魅力を多くの方々に触れていただけることを期待するところです。

同時に、安定した雇用や子育て環境など、幡多地域・四万十市がより住みよい「まち」となるよう、この社会基盤を生かしてこれからの「まちづくり」を一層進めてまいります。

今後も、四国8の字ネットワークを構成します「窪川佐賀道路」や「佐賀大方道路」をはじめ、昨年度事業化となりました「大方四万十道路」の早期整備と併せて、南予地域につながる宿毛～内海区間の早期事業化を実現するため全力で取り組んでまいります。

次に、国道441号整備についてです。国道441号につきましては、これまで事業主体である高知県により、全線開通に向けた取組が順次進められてきております。

残る未改良区間としては口屋内、中半の2つのバイパスですが、口屋内バイパスにつきましては、本年度中半工区からトンネル掘削工事に着手、

久保川工区からの掘削工事につきましても、令和4年度から着手する予定とのことで、開通に向けた工事が着実に進められております。

一方で中半バイパスは、未だ事業化に至っておらず、1日も早い全線開通については、この中半バイパスの早期事業化が大きなカギとなってまいります。

このため去る6月4日、高知県知事に直接お会いし、口屋内バイパス整備促進と併せ、中半バイパス早期事業化について要望を行ったところであります。この際、知事から「中半バイパスについて、本年度事業化をしたい」と大変嬉しい回答をいただきました。

これにより、口屋内バイパス完了後、切れ目なく中半バイパスの工事着手が可能となり、全線開通に向けて大きな前進となりました。

本路線の早期完成は、まさに本市の悲願であり、今後も高知県との連携を更に強化し、事業推進に取り組んでまいります。

【相ノ沢川総合内水対策事業】

次に、相ノ沢川総合内水対策事業についてです。

具同・楠島地区では、国土交通省による排水樋門、高知県による楠島川放水路、四万十市での排水機場整備による内水対策を進めているところです。

この中で、国土交通省では、工事用道路や仮設ヤードが施工され、樋門工事に伴う堤防締め切り工事が進められております。また、高知県では、本年度より楠島川と中筋川をつなぐ放水路部分の工事に着手され、水路の開削工事が行われております。

本市では、本年5月に排水機場の給水槽や基盤盛土などの土木工事に着手しており、これで国・県・市、全ての工事が稼働を始めたことで、内水対策事業の取り組みもいよいよ本格化してまいりました。

また、市では機械・電気設備、建築工事の発注準備も進めており、今後は、樋門や放水路工事との工程調整を図りながら、排水ポンプや発電機、管理建屋など内水排除の核となる工事に着手してまいります。

【沈下橋の修繕】

次に沈下橋の修繕についてです。

岩間大橋につきましては、平成29年に左岸から7番目の橋脚と橋桁が沈下したことを受け、これまで応急対策を実施するとともに、本年3月末には沈下した橋脚及び橋桁の復旧が完了したところで、5月のゴールデンウィーク前までに暫定的に2トン車以下の通行を再開させる予定でした。

しかしながら、左岸から6番目の橋脚において補修のために河床を掘削したところ、暫定的な通行に支障となる新たな損傷を確認いたしました。

このままでは、今期の出水などによりさらなる被害を受ける可能性もあったため、速やかに河川管理者である高知県と協議・調整し、出水期までの限られた期間ではありましたが、損傷部分の保護と、^{しほこう}支保工による応急対策を完了させたところです。

その後の恒久対策と残り5つの橋脚修繕につきましては、非出水期となる11月から着手するとともに、この間、新たな損傷が発生していないか水中調査にて確認する予定となっております。

全ての対策が完了するまで、引き続き全面通行止めの規制をお願いすることとなりますが、地域住民の生活道としての安全確保はもとより、重要文化的景観の保全や観光振興の観点からも1日も早い完成を目指してまいります。

【国土強靱化地域計画】

次に国土強靱化地域計画についてです。

東日本大震災をはじめとする過去の大災害の経験を踏まえ、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月には、この基本法に基づき、国土強靱化に関して、国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が策定されました。

この国土強靱化を実効性あるものとするためには、国だけではなく地方も総力を挙げて取り組む必要があり、本市におきましても国土強靱化に関する計画の策定について、本年2月に庁内プロジェクトチームを設置し検討を進め、パブリックコメントや関係機関・関係団体へのヒアリングを経て、5月に「四万十市国土強靱化地域計画」を策定いたしました。

本計画は、国の基本計画と調和を保ちつつ、南海トラフ地震や風水害などの大規模自然災害に対し、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった強靱な地域をつくりあげるための取組をまとめたものであります。

今後においても、国・県等と連携して国土強靱化に関する施策を効率的・効果的に実施し、強靱な地域づくりを計画的に推進してまいります。

【文化複合施設の整備】

次に、文化複合施設についてです。

5月初旬から着手した中央公民館・働く婦人の家等の解体工事については、働く婦人の家及びプレハブ分庁舎の取り壊しが既に完了しており、6月初旬からは中央公民館躯体の解体撤去に移行しています。8月下旬までの工事期間中は周辺住民の皆さんを始め、現場付近を往来される方々に何かとご迷惑、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

実施設計については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、スケジュールに若干の遅れが生じておりますが、令和3年度の本体工事着工に向けて鋭意取り組みを進めてまいります。

一方、ソフト面で取り組んでいる管理運営実施計画の策定については、7月下旬に開催予定の整備検討委員会での協議に向けて、事業計画や運営体制、施設管理計画などの項目において、全国の事例調査や素案の作成を行っているところです。8月には利用団体を中心とした施設利用に係るヒアリングの実施も予定しており、より幅広い市民の意見が反映された計画となるよう努めてまいります。

【観光商工振興】

次に、観光商工振興についてです。

新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行により、観光業、飲食業を中心に、地域経済は、かつてないほどの深刻な打撃を受けています。

また、5月25日に全国で緊急事態宣言が解除され、感染症の収束も見えてきたなか、感染拡大の防止対策や「新しい生活様式」を徹底しながら経済活動を再開させるため、事業の継続や雇用を維持する事業者を応援する「四万十市新型コロナウイルス感染症対策事業持続化応援金」や「商店街等活性化事業補助金」等、冒頭で申し上げましたとおり、支援策を講じているところです。

今後の観光振興については、8月以降には全国的に移動制限が緩和される見通しとなっており、これにあわせて国の「Go To キャンペーン」も7月下旬頃からの開始を検討しています。高知県も観光需要の早期回復を図ることを目的に「観光リカバリーキャンペーン」を展開することとしており、これらの事業と連動して、幡多地域、四万十市へ観光客を呼び込むために、幡多広域観光協議会を中心に、幡多6市町村が連携して、観光誘客と地域での消費拡大につなげる旅行キャンペーン企画として「泊って使える！クーポン付き宿泊プラン」を実施することとしております。

また、この4月には、にぎわい拠点施設「^{しまんとてらす}Shimanto+Terrace はれのぼ」や、四万十川の景観が楽しめる四万十ひろば・カヌー館オートキャンプ場が新たに整備されましたので、これらの施設を観光の呼び水として積極的に活用し、キャンペーンと併せ今後の消費喚起やにぎわいの創出、観光客の誘客による地域経済の活性化を図っていきたいと考えております。

【森林経営管理制度】

次に森林経営管理制度についてです。

昨年の森林経営管理制度の導入に伴い、令和元年度は、中村地域1地区、西土佐地域1地区で森林所有者の意向調査を行いました。

本年度は、この2地区におきまして、7件が市に管理を任せるとの意向がありましたので対象森林の経営管理権集積計画を策定してまいります。

現在は、中村地域の3つの計画の策定について公告縦覧中であり、本日を期日とする期間が終了した段階で、特段の意見がなければ、市に経営管理権が設定されますので、順次、未整備森林の整備を行ってまいります。

また併せて林道・作業道の開設、補修や森林環境譲与税を活用した環境教育部門、造林部門での新たな補助制度の検討も進めてまいります。

【保育所の民設民営について】

次に、保育所の民設民営についてです。

昨年度プロポーザル審査によって決定しました事業実施者である社会福祉法人ひかり会と本年3月19日に、「四万十市公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する協定」を締結し、また、同日には公私連携法人として指定しました。

現在、法人において7月中旬完了予定で実施設計を進めており、8月上旬には建設工事に着手する計画となっております。

さらに本年度は、あおぎ保育所において、0歳児保育室の増築を計画しており、長年の課題であります保育サービスの拡充や待機児童の解消に公・民一体となって取り組んでまいります。

【市民病院】

次に、市民病院の医師の退職についてご報告いたします。

平成27年1月から内科に勤務いただいている濱川^{はまがわ}医師がこの6月末で退職されることとなりました。退職後は十和診療所に赴任されることとなりますが、週1回は外来患者を診察していただけるとのことです。これにより、常勤医師は内科3名、外科1名、整形外科2名、脳神経外科2名の8名となります。大変厳しい状況でございますが、安定的で持続的な地域医療を提供していくため、今後も医師の確保に積極的に努めてまいります。

以上で、新型コロナウイルス感染症対策及び支援、並びに令和元年度の決算概要等についての報告を終わります。